

— 御社の永続する企業づくりをサポートします —

社会保険 労務士法人 九州人事マネジメントニュース

発行所 社会保険
労務士法人 九州人事マネジメント

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号

KMMビル412号

TEL 093-513-8800

FAX 093-513-8802

E-mail: jimusyo@sr-kyusyujinji.com

ホームページアドレス <http://sr-kyusyujinji.com>

発行人 代表社員 三原 靖

業務案内

- 人事・賃金制度構築コンサルティング
等級制度・人事考課制度・目標管理制度・賃金制度・退職金制度構築
- 労務管理
就業規則作成・労務管理マニュアル作成・トラブル相談
- 社会保険労務士業務
社会保険・労働保険事務・給与計算・官庁調査立会
- 特定社会保険労務士業務
あっせん等労使間の紛争解決手続代理業務
- 採用支援
求人募集・採用適性検査(CUBIC)・面接・オリエンテーション
- 助成金
各種助成金アドバイス・手続代行
- 各種研修
階層別研修・考課者研修・目標設定研修・面接研修他

休業の拡大などで「介護離職」の防止を図る

介護休業を取得しやすい制度に見直しへ

厚生労働省は、現行の「育児・介護休業法」における介護休業制度の見直しについて、一昨年より有識者による研究会で検討を続けていましたが、このほど、休業期間の拡大や取得回数の緩和など、休業をより取りやすくなるための法改正を目指す方針を固めました。

介護を理由に離職する人が年間で一〇万人に迫り、介護を行う人が困っている点や直面している課題をみても、「いつまで、どのくらい介護が必要となるかの見通しが立たない」という割合が高くなっているなどの現状を重視。仕事と介護を両立できる環境整備をさらに進める必要があるとしています。

現行法では、介護が必要な家族一人について、通算九三日まで介護休業を取得できると定められていますが、この休業期間

を延長すること、「要介護状態ごとに一回」としている取得回数については、複数回取得できるようにすることなどで、短期間の介護休業が取りやすくなるという見方があがっています。

また、介護のための柔軟な働き方について、現行の短時間勤務制度や時間外労働等の制限に加えて、フレックスタイム制度やテレワーク(遠距離介護の場合など)の活用も検討すべき課題としています。

このほか、特別養護老人ホームへの新規入所者が原則要介護3以上に限定されたことから、在宅介護のケースが多くなることなど、介護のあり方も変わっています。このため、それらにも対応できるように、働く人が介護休業制度だけではなく、介護保険サービスやその

他の福祉サービスを適切に活用できるための情報提供のあり方についても含めて検討するとしています。

研究会では、こうした介護休業制度の個別課題を確認。近く報告書をまとめる予定で、厚労省は来年の通常国会への改正法案提出を目指すとしています。

労働保険の年度更新

平成27年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続の時期が来ました。

新年度の概算保険料および前年度の保険料を確定するための申告・納付の手続を行う年に一度の大重要な行事ですので、ご協力をお願い致します。

平成27年

6月号

2015

夏の生活スタイル変革へ取組み

朝型勤務の推進を企業団体等に要請

厚生労働副大臣は四月二七日、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に、朝型勤務の推進など「夏の生活スタイル変革」に向けた取組みを要請しました。

四月二〇日には厚労相から経団連に対しても要請しており、大企業、中小企業の規模にかかわらず、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、朝型勤務やフレックスタイム制を活用して、可能な範囲で生活スタイル変革への取組みを行うことを求めています。

なお、国家公務員については、目標を設定するなど、率先して朝型勤務の推進を図ることとしています。

キャリアアップ助成金などを拡充

「多様な正社員コース」を新設

二七年度予算の成立を受けて、このほど、キャリアアップ助成金および中小企業両立支援助成金の制度改正が行われました。キャリアアップ助成金では、従来の「短時間正社員コース」を「多様な正社員

コース」に改称。「勤務地・職務限定正社員制度」を新規導入・適用した場合に、一事業所当たり四〇万円（大企業は三〇万円）を支給するとしています。

また、有期契約労働者等を、勤務地限定・職務限定正社員等に転換または直接雇用した場合に、一人当たり三〇万円（同一一五万円）を支給。派遣労働者を多様な正社員として直接雇用した場合は、一人当たり一五万円が加算されます。

一方、中小企業両立支援助成金では、育児休業を取得する従業員について代替要員を確保したうえで、原職等に復帰させてから六ヵ月以上雇用した場合に助成する「代替要員確保コース」の支給額を増額。原職等への復帰日から起算して六ヵ月を経過する日が、平成二七年四月一日以降の場合には、休業取得者一人当たり一五万円を三〇万円に引き上げ、休業取得者が期間雇用者の場合には、さらに一〇万円が加算されます。

今年12月施行のストレスチェック制度実施マニュアルと「Q&A」を公開

厚生労働省は五月七日、今年一二月から始まるストレスチェック制度について、実施マニュアルと「Q&A」を公開しました。

マニュアルでは、実施方法、実施頻度と対象者、結果の通知と通知後の対応など、主な項目別に具体的な対応方法が記載され、「Q&A」では、費用を負担するのは事業者か労働者か、といった実務的な内容についての質問と回答が掲載されています。

経済産業省はこのほど、「最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策紹介マニュアル」を改訂しました。



**中小企業・小規模事業者向け
「最賃引上げ支援マニュアル」を改訂**

同マニュアルは、中小企業等が最低賃金の引上げに対応するために、厚生労働省や中小企業庁の支援措置の活用に関するものです。今回の改訂では、賃上げに伴い設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成する補助金（業務改善助成金）や、給与等の支給額を一定割合以上増加させた場合に税額控除を受けられる所得拡大促進税制などの追加・改訂が行われています。

職場の安全 & 衛生

外国人労働者と安全衛生

外国人労働者問題啓発月間

毎年六月は、「外国人労働者問題啓発月間」とされています。

この問題啓発月間では、外国人労働者の雇用や労働条件、また企業側の受け入れ環境の不整備等の問題があることから、厚生労働省が、これらの問題解決に向けた事業主団体などの協力のもと、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行っています。

今回は、この月間に寄せて外国人労働者と安全衛生について見ていくたいと思います。

外国人労働者問題啓発月間

外国人労働者の安全衛生については、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指針」(以下「外国人指針」と

いう)の中に記載があります。なお、この外国人労働者には技能実習生も含まれます。

外国人労働者の安全衛生

外国人指針で示されている

事業主が行うべき安全衛生の確保についてのポイントは、以下のとおりです。

① 安全衛生教育の実施

外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその

内容を理解できる方法により行う。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意する。

② 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、



この中で、共通することは、

外国人労働者に対する配慮ということです。このような配慮により、外国人労働者が日本で安心して働く環境が整備されることになり、ひいては職場全体の安全衛生の確保にもつながることになると思



必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める。

③ 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いなど、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努める。

④ 健康診断の実施等

労働安全衛生法等の定めるところにより、外国人労働者に対する健康診断を実施する。また健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健診結果及び事後措置の必要性と内容を当該外国人労

働者が理解できる方法により用して、外国人労働者に対する配慮を行う。産業医、衛生管理者等を活用して、外国人労働者に対する健康指導及び健康相談を行うよう努める。

⑤ 健康指導及び健康相談の実施

労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより、その内容についてその周知を行う。

その際には、分かりやすい説明書を用いるなど、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努める。

⑥ 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより、その内容についてその周知を行う。

その際には、分かりやすい説明書を用いるなど、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努める。

労働者が理解できる方法により用して、外国人労働者に対する配慮を行う。産業医、衛生管理者等を活用して、外国人労働者に対する健康指導及び健康相談を行うよう努める。

15年版中小企業白書

4割の中小企業が「人材不足」

このほど政府が閣議決定した二〇一五年版の「中小企業白書」によると、必要な人材を確保できていない企業が四

割近くに上る一方で、「人材の応募はあつても、よい人材がない」という声も強く、中小企業が質・量両面での「人材不足」に直面している現状が浮き彫りになっています。

また同白書では、新卒者の四割以上が三年以内に会社を辞めるなど、高い離職率も中小企業における人材不足の要因と分析し、採用した社員の定着率を高める必要性にも言及しています。

二〇一三年以降、円安方向への動きを背景に国内石油製品価格は上昇。これに伴い中小企業・小規模事業者の原材料・仕入単価は上昇し、この間、売上単価も緩やかに上昇していたものの、原材料・仕入単価の上昇が利益を下押しした。

売上目標を達成することができなかつた企業が抱える、新規市場開拓時の課題

に伴い、国内石油製品価格も下落。他方、中小企業・小規模事業者の採算は依然として厳しい状況であり、仕入単価の上昇を販売価格に転嫁できるよう、引き続き対策を講じていくことが重要である。

また、人材が不足している企業の半数以上で、外部人材の獲得が実現できない効果が期待できない」という企業が最も多く、次いで、「必要な資金がない」、「獲得方法が分からぬ」と続いている。

販路開拓の取組と売上

中小企業・小規模事業者の販路開拓の取組状況を、「既存市場」と「新規市場」に分けて見ると、製造業と卸売業は、新規市場の販路開拓に取り組んでいる企業の割合が他業種に比べて高い。

売上目標を達成した企業の割合を見ると、新規市場は既存市場と比較して、総じて売上目標の達成状況は低く、中小企業・小規模事業者における新規市場開拓の難しさをうかがわせる。

他方で、市場のニーズ、商圈、市場の規模を把握している企業は、把握していない企業に比べて、目標の達成度合いが高い。

これから販路開拓

これからは「よいもの」をつくるという発想から、「売れるもの」をつくるという発想への転換が必要。市場のニーズを取り入れたり、デザインを活用するなど、ブランドを構築することで、新たな販路開拓の可能性が広がる。

国内市場のみならず、海外市場を取り込んでいくことも重要。販路開拓に当たっては、海外での展示会に出展していくほか、直接海外の消費者にインターネット販売を行う方法もある。

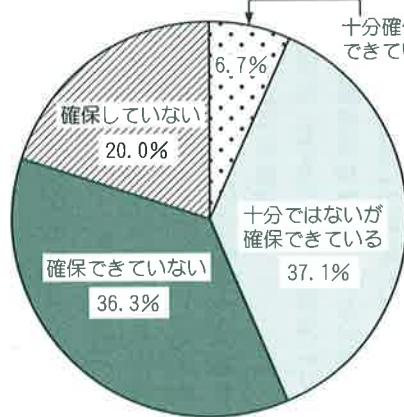
人材の確保

中小企業・小規模事業者の従業員の不足感は、全国的に高まっている。アンケート調査でも、人材の確保状況について、「十分確保できている」や「十

— 参 考 資 料 —

人材の採用

中小企業・小規模事業者の人材の確保状況



分ではないが確保できている」という回答は五割に満たず、逆に「確保できないない」が四割近くになるなど、中小企業・小規模事業者は人材を十分確保できていない状況となつていて。(左図参照)

その理由を見ると、「人材の応募がないため」が六割弱を占める一方で、「人材の応募はあるが、よい人材がいなかっため」という回答も四割あり、質・量両面での「人材不足」に直面していることがうかがわれる。

まらず、研究開発・製造、IT関連、経営等、多岐にわたる中核人材の不足感も強い。

中小企業における中途人材の採用手段としては、「ハローワーク」や「知人・友人の紹介」が多く利用されている。

採用実現率（採用実績／利用実績）を見ると、「知人・友人の紹介」や「取引先・銀行の紹介」で高くなっている一方、「自社ホームページ」が最も低く、人材採用における顔が見える採用手段の重要性が確認できる。

また、中核人材の採用を見ると、中途採用と似た結果となつており、中小企業の「中核人材」の採用手段や供給源は、極めて限られていることがうかがわれる。(下図参照)

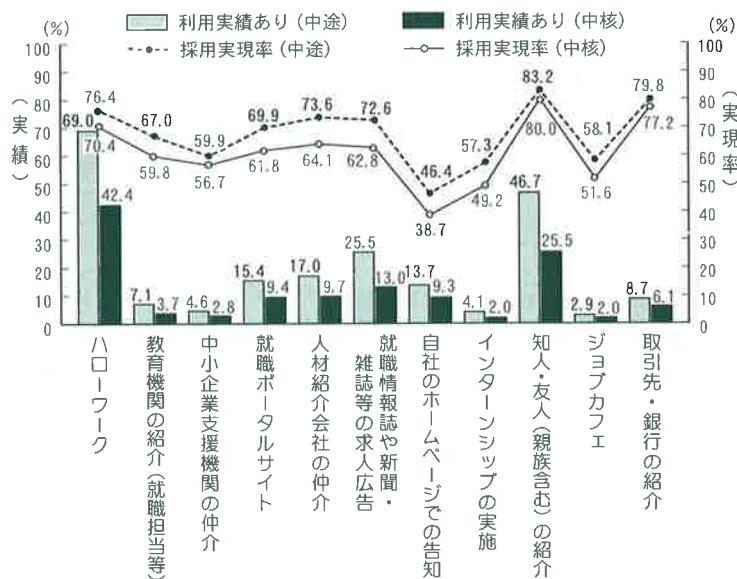
また、経営の中核となる人材の育成の面でも、中小企業・小規模事業者は様々な課題を抱えており、とりわけ「指導・育成を行う能力がある人材の不足」が顕著となつていている。

人材の定着・育成

中小企業・小規模事業者において、経営の中核となる人材の不足感が強い。販路開拓（営業）のための人材にとど

中小企業・小規模事業者における就業者の離職率（三年目）は、中途採用で約三割、新卒採用では四割を超えている。その中でも、小規模事業者においては、新卒採用の過半数が三年以内に離職してお

中核及び中途人材の採用手段



また、経営の中核となる人材の育成の面でも、中小企業・小規模事業者は様々な課題を抱えており、とりわけ「指導・育成を行う能力がある人材の不足」が顕著となつていている。

トラブル回避の対応術

精勤手当は割増賃金の計算基礎に入れるべきか？

当社は、シフト勤務制のパート従業員に対して、基本給（時間給）のほかに、一ヶ月のシフトを自分の都合で変更することなく勤務した場合には、一ヶ月四、〇〇〇円の精勤手当を支給しています。

このほど、あるパート従業員より、いつも精勤手当がついているが、深夜勤務の割増分（二五%）に精勤手当は入らないのか、という質問を受けました。精勤手当は支給しない場合もあるので、支給した場合でも深夜勤務の時間給には入れていませんが、問題はありますか？

割増賃金の計算に算入するべき賃金

労働基準法（第三七条）では、使用者に対して、時間外労働、休日労働および深夜労働については、通常の労働時間または労働日の賃金（通常の賃金）に一定

率を乗じた額の割増賃金の支払いを義務づけています。

また、割増賃金の計算の基礎から除外できる賃金として、

労基法および同法施行規則（第二一条）において、次のとおり定められています。

- ①家族手当
- ②通勤手当
- ③別居手当
- ④子女教育手当
- ⑤住宅手当
- ⑥臨時に支払われた賃金
- ⑦一ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

これら七種類の賃金は、限定列举されているものですので、通常の賃金であって、これら以外の賃金は割増賃金の計算の基礎となります。また、これらの賃金はその名称にかかわらず、実質によって判断され取り扱われるものとされています。

質問のケースでは、シフトどおりに勤務することが通常であるという前提であれば、精勤手当は月単位で金額が決められているので、実際に支給されるときは、これを「月によつて定められた賃金」として割増賃金の計算の基礎に入れる必要があります。

したがつて、精勤手当が支払われた月に深夜勤務の割増賃金を支払うときは、精勤手当の一時間あたりの額を前記の方法で算出して、これを通常の時間給に加算することにより、一時間あたりの割増賃金の基礎額（割増率を乗ずる前の金額）を算出することになります。



割増賃金を計算する際は、時間によつて定められた賃金については、その金額を基礎に、月によつて定められた賃金についても、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間ににおける一ヶ月平均の所定労働時間数）で除した金額を基礎として割増率を乗ずると定められています。このほか、日給や週給、出来高などについても計算の方法が定められています。（労基法施行規則第一九条）

社会保険の実務サポート

雇用保険の給付金が2年以内なら申請可能に

雇用保険の給付金の申請期限

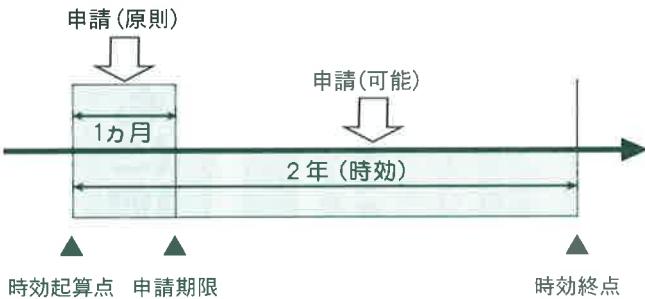
雇用保険は、主に労働者の失業、雇用の継続が困難な状況、職業訓練の受講、就職の促進など様々な場面で、生活や雇用の安定などのために、労働者に給付金を支給する機能をもつた制度です。

各給付金は、申請に基づいて支給されるもので、迅速な給付を行うために、雇用保険法施行規則で定められた申請期限が厳格に運用されており、期限を超えて申請が行われた場合には、原則として給付金が支給されないことになっていました。

この取扱いについて、申請期限までに申請するという原

則には変わりがありませんが、このほど、申請期限が過ぎた場合であっても、時効が完成するまでの期間（二年間）について申請が可能とな

申請期限と時効との関係（「再就職手当」の場合）



| 給付金名称 | 申請期限 | 時効の起算点と終点の考え方 |
|--------------|---|--|
| 再就職手当 | 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内 | 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して2年を経過する日 |
| 高年齢雇用継続基本給付金 | 支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内 | 支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日 |
| 育児休業給付金 | ハローワークの通知する支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日 | 支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日 |
| 介護休業給付金 | 休業を終了した日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日 | 休業を終了した日の翌日から起算して2年を経過する日 |



この取扱いについて、申請期限までに申請するという原

則には変わりがありませんが、このほど、申請期限が過ぎた場合であっても、時効が完成するまでの期間（二年間）について申請が可能とな

りました。

時効の起算点は給付金によります。今回の取扱いの変更により、必ずしも申請期限が単純に二年に延長されたことにはならないので注意が必要です。

終点（権利の消滅する日）で対象となる給付金のうち、主なものは上表の通りです。

今回の取扱いの変更により、以前に給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかつた人についても、時効の完成前に再度申請して、各給付金の要件を満たしていれば給付金が支給されます。

なお、今回の取扱いの変更は労働者に対する給付金についてです。事業主に支給される助成金、奨励金などについては、引き続き、定められた申請期限までに支給申請することが必要です。

平成26年の労働災害発生状況

死亡・死傷・重大災害とともに増加

厚生労働省が四月二八日に公表した平成二六年の労働災害発生状況によると、死亡災害（前年比二七人増）、死傷災害（同一、三七八人増）、重大災害（同四八件増）がいずれも前年を上回つたことが分かりました。

概況

平成二六年の労働災害による被災者数は、死亡災害が前年比二七人（2・6%）増の一、〇五七人、休業四日以上の死傷災害が同一、三七八人（1・2%）増の一九、五三五人と、いずれも前年を上回った。

また、一度に三人以上の労働者が被災した重大災害も同四八件（19・7%）増の二九二件となつた。

平成二六年の特徴として、死亡災害、死傷災害とともに一〇三月期に件数が大きく増加したことが挙げられる。実質GDPが、消費増税前の駆け込み需要の影響もあってプラス成長となるな

ど、経済活動が前年同期より活発となつたことや、二月の大雪による「転倒」の増加などがその要因とみられる。

死亡災害発生状況

死者数は、建設業（三七七人、前年比三五人増）および陸上貨物運送事業（一三三一人、同二五人増）で増加し、製造業（一八〇人、同二一人減）で減少した。事故の型別では、建設用機械やトラック等への「はさまれ・巻き込まれ」、立木やフォークリフト等からの「激突され」等が増加し、屋根・はり等からの「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、金属材料等の「飛来・落下」等が減少した。

死傷災害発生状況

死傷者数は、製造業（二七、四五一人、前年比三七五人増）、陸上貨物運送事業（一四、一二〇人、同二〇人増）、小売業（一三、三六五人、同五五七人増）、社会福祉施設（七、一二四人、同三九三人増）等で増加し、建設業（一七、一八四人、同五人減）では四年ぶりに減少した。

事故の型別では、通路や作業床での

重大災害発生状況

重大災害は、特に建設業（一三〇件、前年比三七件増）および製造業（五九件、同二五件増）で大きく増加。また、事故の型別では、「交通事故」、「中毒・薬傷」、「火災・高熱物」で大きく増加した。

参考 労働災害発生状況の推移

